

《地域支援・外来医薬品供給対応体制加算 1 について》

診療報酬算定要件に基づき、令和 8 年 6 月1日から、処方1回につき下記の通り算定いたします。

| 診療報酬点数名称 | 点数 |
|----------------------|-----|
| 地域支援・外来医薬品供給対応体制加算 1 | 8 点 |

厚生労働省の後発医薬品推進の方針に従って、当院でも後発医薬品の使用に積極的に取り組んでおります。

後発医薬品の採用に当たっては、品質確保・十分な情報提供・安定供給等、当院の定める条件を満たし、有効かつ安全な製品を採用しております。

なお、現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いております。

当院では、医薬品の供給不足等が発生した場合に、処方薬剤の見直し等、適切な対応ができる体制を整備しており、状況により、患者様に処方する薬剤が変更となる可能性があります。

変更にあたってご不明な点やご心配なこと等ありましたら、どうぞお気軽にご相談ください。